

親族里親の里親認定基準の比較

	国(法令・通知)	東京都里親認定基準
1. 里親 申込者の 基本 要件	必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書…を提出させること。 (里親制度の運営について)	(1)心身ともに健全であること。 注)児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差支えがなければ、この要件を満たす。
	要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。 (省令第1条の35第1号)	(2)児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
		(3)児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。
		(4)児童福祉法その他関係法令等が適用になること。
	本人又はその同居人が次の各号(同居人については、第1号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。 (法第34条の20第1項、政令第35条の5)(以下略)	(5)里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。(以下略)
	要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族 (省令第1条の33第2項第2号)	(6)委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
	…要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者。 (省令第1条の33第2項第2号)	(7)次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。 ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、養育が期待できないこと。
「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれること。 なお、実親がある場合には、実親による養育の可能性を十分に検討すること。 (里親制度の運営について)		
親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、扶養義務者及びその配偶者である親族に当該児童の養育を委託する制度であること。 親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができること。 (里親制度の運営について)	イ 里親申込者へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない状況にあること。 注)親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として児童福祉施設への入所措置を余儀なくされる場合に適用する。	
…親族里親の研修については、必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行うこと。 (里親制度の運営について)	児童相談所長は…都が指定する研修の修了を確認した上で…知事に進達する。 (東京都里親制度の運営について)	
2. 家庭 及び構 成員の 状況		(1)家庭生活が円満に営まれていること。
		(2)里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。
		(3)里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。
知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。 (里親制度の運営について)		(4)里親申込者は、配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の子又は父母等と同居し、又はこれらの者が近接地に居住し児童の受託について十分な理解を有していること。
里親を希望する者が単身である場合：知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。 (里親委託ガイドライン)		※)里親申込者が十分に児童の養育を行うことができる場合は、20歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地にいなくても行うことができる。
3. 家庭 家屋及 び居住 地の状 況		(1)家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育その他の福祉上適当なものであること。
		(2)住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。
4. 受託 動機	里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか…などを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。 しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなど里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。 (里親委託ガイドライン)	里親申込者の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。

※国の里親委託ガイドラインには、次のように記されている。

「親族里親は、保護者がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。」
「親族里親…の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。